

第 27 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 9 月 25 日 (水) 午前 9 時 00 分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員 (9 人)

1 番 鈴木 寛幸	2 番 木村 朝子	3 番 須藤 利美
4 番 高橋 幸子	5 番 船山 彰夫	6 番 横澤 謙次
7 番 安部 数幸	8 番	9 番 朝倉隆一郎
10 番 井上 禎夫		
4. 欠席委員 8 番 伊藤 悟
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 大谷部良明局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

- | | | |
|-------|----------|-------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 69 号 | 非農地証明願いについて |
| 日程第 4 | 報告第 70 号 | 農地法第 18 条の規定による報告について |
| 日程第 5 | 報告第 71 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 6 | 議案第 80 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 81 号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |

議 長 (会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

昨日のニュースで、アメリカとの貿易協定が、閣僚級でほとんど合意になり、明日には確定すると新聞に載っておりました。どのような内容になるのか全然分からないわけですが、10月の議会にその内容を承認して頂くという話になっているようです。どのような内容になっているのか、これから少しずつ明らかになってくると思います。米に関しては、見送られるような報道と記事になっているようです。どのような内容になるのか、先が見えない所であります。

いよいよ、消費税も後1週間で10%に上がってしまうということで、今、小売店では、レジをどのようにしているのか、かなり対応を悩んでいるのが、たくさん見受けられる状況であります。ますます、厳しい状況になってくると思いますが、私たちにとっては、これからいよいよ収穫の秋を迎える本番でございます。半分刈っておられる方もいらっしゃるということで、これからそれぞれ最盛期に入られることと思います。農作業の事故には十分注意をして頂いて、秋の収穫の喜びを味わって頂きたいと思っております。

また、今日は、家の方は雨が降ってなかったのに、小白川からこっちは雨が降っており、椿に来たらワイパーをかけるほど雨で、天気がどのようなになるか、分からない状況でございますが、それぞれ、みなさん頑張って頂き、秋の収穫を頑張って頂きたいと思っております。

ただ今より第27回飯豊町農業委員会総会を開催します。本日の欠席は、8番伊藤藤悟委員でございます。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。

それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、2番木村朝子委員、3番須藤利美委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。

それでは日程第3報告第69号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 私の方から非農地証明について報告させて頂きたいと思っております。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字花屋敷一 2432-1 はじめ4筆	
	地目地積	畑4筆で1,516.00㎡	

2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字明代 187-2	
	地目地積	畑 1 筆で 396 m ²	

1 番の事由は、20 数年間、遠地に居住しており、管理していない為で、地元農業委員の高橋幸子委員と、現場確認を行っております。

2 番の事由は、昭和 43 年、50 年前に住宅を建築し、農地性を失った為で、地元農業委員の横澤謙次委員と、現場確認を行っております。なお、現場確認の結果、農地つきまして、新しい住宅を建築中でありまして、数か月前に元の家を取り壊しております。この住宅は、50 年前からずっと建っていたということでもあります。以上、報告いたします。

議 長

報告でございますので、ご了承ください。

それでは日程第 4 報告第 70 号「農地法第 18 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐

農地法 18 条の規定の解約の報告がありましたので、報告致します。

1 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字柳沢 4737 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 3 筆で 7,533 m ²	
2 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字東小山 3398	
	地目地積	田 1 筆で 2,405 m ²	
3 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字明代 2429-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 6,188 m ²	
4 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字明代 2429-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 6,188 m ²	
5 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	貸 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字源平 2178-4 はじめ 7 筆	

	地目地積	田 7 筆で 9,007 m ²	
6 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字町田 2887-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,869 m ²	
7 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字坪沼 2293 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 6,706 m ²	
8 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字深淵三 2166-2	
	地目地積	田 1 筆で 1,174 m ²	
9 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字日渡 5770-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 9,629 m ²	
10 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字下町一 621 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 7,316 m ²	
11 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字中洞二 6472-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 19,246 m ²	

1 番から 11 番の案件は、農地中間管理機構を通して、改めて貸し付ける予定で、耕作者は元の受け手ということでの解約であります。

以上、11 件について、ご報告いたします。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。

それでは日程第 5 報告第 7 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明させていただきます。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字下田中一 514-20 はじめ 13 筆	
	地目地積	田 11 筆畑 2 筆で 25,422 m ²	

令和元年 8 月 19 日相続によるもので、あっせんの希望はありません。以上、報告いたします。

議長 報告でございますので、ご了承ください。

それでは日程第 6 議案第 80 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。使用貸借の更新が 2 件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字吉原 4189-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 22,956.00 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字座間 3646-1 はじめ 30 筆	
	地目地積	田 21 筆畑 9 筆で 47,132 m ²	

以上 2 件につきまして農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。9 番朝倉委員

朝倉委員 1 番の案件ですが、使用貸借の更新ということで、〇〇〇は息子さんであります。が、現在、勤めておりますが、田んぼの方も一生懸命頑張っておられますので、なんら問題ないと思われまますので、よろしくお願い致します。

議長 他にございませんか。7 番安部委員

安部委員 2 番の案件ですが、親子の使用貸借ということで、〇〇〇は地域でも規模を広げて、一生懸命頑張っておられる方で、何も問題ないと思われまますので、よろしくご

審議頂きたいと思います。

議長 それでは、これから質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたら、お願い致します。格別内容でしたら、承認することに賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定致しました。
 それでは日程第7議案第81号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部補佐 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。所有権移転が1件、中間管理機構を通しての利用権設定が21件で、合計22件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字境見山 3548-1	
	地目地積	畑1筆で 1,217 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	中字新山 2178-1 はじめ5筆	
	地目地積	田4筆で 14,766.00 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	中字浅袋 2895-1	
	地目地積	田1筆で 3,776.00	
4	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	萩生字柳沢 4737 はじめ6筆	
	地目地積	田3筆畑3筆で 7,533.00 m ²	
5	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	萩生字東小山 3398	
	地目地積	田1筆で 2,405.00 m ²	
6	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇

	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	萩生字明代はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で6,188.00 m ²	
7	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	萩生字源平2178-4はじめ7筆	
	地目地積	田7筆で9,007.00 m ²	
8	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	黒沢字二本松2713-1はじめ1筆	
	地目地積	田1筆で2,359.00	
9	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	黒沢字町田2887-1はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で2,869.00 m ²	
10	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	黒沢字坪沼2293はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で6,706.00	
11	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	椿字湯ノ花2964-4	
	地目地積	畑1筆で1,280.00 m ²	
12	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	椿字湯ノ花2960-1はじめ3筆	
	地目地積	畑3筆で7,238.00 m ²	
13	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	黒沢字深淵三2166-2	
	地目地積	田1筆で1,174.00 m ²	
14	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	添川字袋谷3649-1はじめ12筆	
	地目地積	田6筆畑6筆で11,133 m ²	
15	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇

	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	添川字中洞二はじめ8筆	
	地目地積	田8筆で19,246.00㎡	
16	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	添川字下町一629-2はじめ10筆	
	地目地積	田8筆畑2筆で22,134.00㎡	
17	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	添川字御伊勢堂494-11はじめ22筆	
	地目地積	田21筆畑1筆で43,808.00㎡	
18	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	添川字下町一621はじめ7筆	
	地目地積	田7筆で7,531.00㎡	
19	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	添川字上川原西6089	
	地目地積	田1筆で1,523.00㎡	
20	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	白川字広面432はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で11,968.00㎡	
21	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	手ノ子字中里3036	
	地目地積	田1筆で1,733.00㎡	
22	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	山形市緑町1丁目9番30号	農地中間管理機構
	申請地	上原字角間田552-2	
	地目地積	田1筆で2,006.00㎡	

以上22件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており問題ないと思われまますので、問題ないかと思われまますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。4番高橋委員

高橋委員 　　1番の案件ですが、〇〇〇は、以前は〇〇〇と同じ東山地区に住んでおられましたが、今は、東京の方に居住されている方です。〇〇〇は酪農経営をしている方です。現地は、〇〇〇の牛舎に隣接している所で、その近くに牧草を作っているということで、金額も双方合意の金額ですので、よろしくご審議に程お願ひ申し上げます。

議長 　　それでは、質疑に入ります。ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願ひ致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

議長 　　ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願ひ致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第27回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
(午前9時27分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年9月25日

議長 _____

署名委員(2番) _____

署名委員(3番) _____